

細胞診指導医会 会報



No.16 Nov. 1996

指導医資格更新に関する過去3年の 更新状況について

日本臨床細胞学会指導医委員会委員長 工藤 隆一

はじめに

指導医の資格更新を日本臨床細胞学会の指導医委員会で直接資格を審議して、更新の可否を日本臨床細胞学会会長より更新申請者に通知する方式を取ってから満3年を経過した。この前は指導医会の中にある指導医資格更新実務委員会で実質審議がなされてきており制度上問題があった。すなわち、指導医の試験は日本臨床細胞学会で実施して認定しているにもかかわらず、資格の更新は指導医会の中で、すなわち仲間うちで資格を審議することになる。この制度でも自分たちの指導医としての資格を厳重に自己点検、自己評価がなされていけば問題はないのであるが、外部からみると身内で審査しているのであるゆえ、その審議が甘くなっているといわれてもやむを得ない点が制度上あった。また日本臨床細胞学会が認定しているのであるゆえ、学会の責任において細胞診の指導医の資質維持に努めることが大切である。この大原則に基づいて日本臨床細胞学会の指導医委員会では資格更新の可否を審議してきた。

次に審議にあたってどのような基準に基づいて更新の可否を決定するか問題になるが、細胞診検査士を指

導して一定の質を持った細胞診断がなされ、維持されることが目的である。このような目的を達成させるための最低の必要条件として長い間、“指導医あり方委員会”などで論議されたことに基づいて決定された細胞診指導医資格更新の基準に従って審査してきた。この資格更新の基準の是非については今回一切ふれないが、審査はこの基準に基づいており、若干の救済処置も行うことで更新審査を行ってきたので、これらの審査結果について報告する。

1. 指導医資格更新審査における実施要項と若干の一時的処置

細胞診指導医の資格更新についての審査は以下の3原則に従って実施してきた。

a. 資格更新審査は資格更新申請者の書類を審査し、各4年目ごとに12月中に完了する。

b. 所定の資格更新申請書に最近4年間の業績を記入し、審査料を添えて学会に提出する。必要書類は学会から更新が必要な年度にある人に送付する。なお毎年学会雑誌に更新が必要な指導医の指導医番号について掲載して公示している。

c. 4年間のうちに3回以上の指導医会出席を含めて最低200単位を満たしておかなければならない。

以上が更新実施の原則であるが、この条件を満たさなければ指導医の資格が更新されず、資格が消滅したわけではない。まず、外国留学または病気のため治療されている方の場合、学会などに出席できないので、それらに該当する方は更新を保留して更新可能になった時に更新を申請してもらい、病気療養期間、留学期間を除いた4年間で更新資格を判定することにした。次に、これまで指導医会のたびにいられていることであるが、指導医会の出席の回数が3回なければ更新しないのはおかしいという意見が出されてきた。このことの是非について言及しないが、これまで3回の更新についての審査ではこのことについての意見があったからではなく、学会での指導医更新審査の移行を考慮して、この制度の周知徹底を含め第1回の更新時のみ出席回数が1回不足している方は次回は4年間で4回以上、2回不足している方は5回以上出席してもらう条件で、各人に通知して一種の仮更新とした。従ってこのようにして更新した方は、次回の更新時にこれらの条件が満たされなければ無条件に指導医の資格を消失することになる。

次に、単位の問題であるが、最低200単位となっており、詳細は省略するが、指導医の業務に従った場合あるいは大学、病院、自営する診療機関において細胞業務に従事した場合、一年間30単位であるゆえこれだけで120単位になり、日本臨床細胞学会出席1回25単位、地方部会出席1回15単位、その他の細胞診に関する研究会への出席が10単位または8単位、論文発表30単位または10単位、学会発表15単位または5単位などであることより単位が不足する方はほとんどない。むしろ申請者の単位数が不足していた方に正しい単位の書き方を指導するにとどまった。

2. 過去3回の細胞診指導医の更新審査について前記したように日本臨床細胞学会で実質的に更新審査を開始したのは1994年度からである。以下(I)1994年度、(II)1995年度、(III)1996年度に分けて資格更新審査の結果について述べる。

(I)1994年度の資格更新が必要な該当指導医は指導医番号No.1~593, No.900~1005で最も多くの更新者が属するグループである。このグループは指導医番号も若く、日本臨床細胞学会の発展のために貢献された方も多くおられるが、年齢的な関係で学会に出席できない方も含まれ、個人としては特別処置で指導医としての資格を名誉でもよいから保持してあげたいという方がおられた。しかしこれらの方々は自ら指導医に値しないとして指導医の更新を断ってこられた方もある。

(I)グループの審査結果：更新条件が整い無条件で更新した方554名、指導医会の出席回数が3回以上なく、次回の更新時にさらに不足分を付加して出席されれば、次回更新可能とした条件付更新者57名、病気療養者2名・留学中4名の計6名は更新を延期した。こ

のようにこのグループの方々は高齢者の方も多いためから条件付きで更新した方が目立つ特徴がある。一方、特に問題として挙げておきたいのはこれらの方に集団検診事業などで大変活躍されている方が7名おられ、次回更新時すなわち1998年度に指導医会出席回数のみで指導医の資格が消失しないように望むとともに、そのような事態が生じた場合、特別な処置も必要になるかもしれない。

一方、この危惧にあたる方は平日の指導医会の実施に伴うもので春、秋のどちらかで土、日で指導医会が行われればあるいはこの心配はなくなるのかも知れない。

以上の結果となったが、その他92名の方はすでに事故者となられたり、指導医を辞退した方、更新出来なかった方である。なお、このグループに次回の更新で入って来る指導医番号はNo.1242~1308の67名である。

(II)1995年度に更新該当者は指導医の指導医番号No.594~683, No.1006~1101の方々であった。更新実務の結果はこの年度の更新該当者186名中条件が整い更新可能であった方166名、指導医会への出席回数が少なく、次回更新時に条件付更新可能とした方10名、留学中3名、外国人1名で、これらの方は更新手続き延長とした。3名指導医辞退、1名は更新手続きをするよう連絡したが全く更新手続きをとる意志を示さなかった方であった。なお、このグループは次回1999年度に更新が行われるが、このグループに指導医番号No.1209~1286の78名が加わる。

(III)1996年度、指導医資格更新実務状況について：本年度の更新審査の該当指導医番号はNo.684~773とNo.1102~1170のグループの方々であった。本年度の特徴は前回にすでに第1回の更新を行った方々が含まれ、前記したごとく指導医会の中で審査していたグループである。この方々の中に前回指導医会出席条件付で更新した方々が含まれていたが結論的にいえば、今回全員出席回数をクリアしており更新可能であったことが注目される。

その結果、159名の更新該当者中、156名が更新可能で、2名が留学中、1名が外国人で、更新を延期することになり大変高い完全な資格更新であったといえる。そしてこのグループは次回の更新は2000年に行われるが、このグループに次回指導医No.1387~1446の方々が加わる。

さらに、(IV)グループとして2001年は指導医番号No.774~899, No.1171~1241と本年指導医試験に合格した方が加わっていく。このように今後同様のグループに新しい指導医のグループが加わって更新が行われるものと思う。

以上指導医更新実務担当3回を通じての感想は、更新をクリアするための単位は実質的にはほとんど問題にならず、これは書類の書き方の不備が原因といえる。

指導医会の出席回数については開業されている方などで若干問題となる方もありますが、前回条件付きで更新した方で2回目の更新では全員これらの条件をクリアしていたので、指導医会の開催日を開業などなさっている方々が出席しやすい日を時々加えることによって、若干改善されるものと思われる。それでも中には出席回数で更新出来ない方がおり、それらの方から実質的に細胞診指導医として地域において大変活動され、貢献されていることが明らかなる方を、指導医としての身分をどのように保持してあげるかを早急に検討しなければならないと考える。しかしこのような方はきわめて少ないことも明らかである。

おわりに

現在多くの学会などにおいて認定医、指導医、標榜医といった制度をとっている。これは専門医あるいは専門職業人として社会に認識してもらうことと、自ら一定の質を保持していくという自己点検でもあろう。細胞診指導医もこれらの目的は同じであって質の維持のため更新の内容をダウンすべきではなく、むしろ今後はどのように実際の評価をするか論議されなければならないと思う。指導医あり方委員会の議論の成果を期待するものである。

細胞検査士資格更新について

細胞検査士資格更新審査委員会委員長 長谷川 壽 彦

はじめに

細胞検査士の資格更新が、日本臨床細胞学会が定めた規約・規定にしたがって行われるようになってから10年以上が経過し、指導医細胞検査士間の連携が図られ、制度として定着してきた。一部ではあるが、資格更新の申請にあたり、指導医および細胞検査士が本制度を十分に理解していないため、手続き上で問題のある事例もあるので、細胞検査士資格更新制度を、その歴史も含めて解説する。

1. 資格更新の意味

細胞検査士の資格を一定の条件下に更新する意味あるいは、資格認定後に細胞検査士として一定以上の能力レベルを保持する努力を続けることを義務づけることであり、換言すると、細胞検査士資格を認定した日本臨床細胞学会が細胞診業務が果たす社会的責任を保証することでもある。

2. 資格更新の歴史

昭和44年に第1回細胞検査士資格認定試験を行い、8名の細胞検査士を認定したのが細胞検査士制度の始まりで、この時から、正確には3年後から資格更新は制度として行われ、日本臨床病理同学院が実務を担当していた。初期の頃の資格更新は、現行の点数制と異なり、3年間に取った件数と指導医に送付した件数の届け出と、指導医の更新可否のコメントで行われた。

現在の点数制導入は、国際細胞学会 (IAC) が制定した国際細胞学会細胞検査士 (C. T. {IAC}) の資格更新継続規約 (certification continuance criteria for

C. T. (IAC)-registered cytotechnologists) を取り入れ、それと同等の日本での更新の規約作成を行うことを決定したことで始まった。当時の指導医会を代表して信田重光幹事(現在名称総務)、検査士会を代表して平田守男会長、池田栄雄副会長らが細胞検査士の資格更新に関する検討会を持ち、国際細胞学会の規約を基準にして、わが国なりの改訂を行い、「細胞検査士の業務および資格更新規定」と「細胞検査士資格更新実施要項」を定め、昭和56年1月1日より実施した。

昭和56年1月1日よりの実施であったが、実際に点数制による資格更新審査が行われたのは、点数制移行に伴う措置としての猶予期間を置いた4年後であった。その後多少の改訂はあったが、基本的には昭和56年制定の規定・要項で継続して資格更新審査を実施している。

3. 資格更新の実務

細胞検査士資格更新は、細胞診指導医会規約第5章事業、第10条、4項の“日本臨床細胞学会会長の委嘱により細胞検査士の資格更新の審査を行う”に基づき指導医会会長の諮問機関として「細胞検査士資格更新審査委員会」が設けられ、「細胞検査士の業務および資格更新規定」と「細胞検査士資格更新実施要項」によって行われている。

細胞検査士の資格更新の条件は、「細胞検査士の業務および資格更新規定」の3. 細胞検査士の資格更新、2) “4年間のうちに、日本臨床細胞学会総会、同秋期大会、同主催細胞検査士セミナー、同主催細胞検査士ワークショップに2回以上の出席を含めて、最低180単位をみたしておかなければならない”である。単位

の詳細は、「細胞検査士資格更新実施要項」で、細胞診業務単位、学会ならびに細胞診研修会参加単位と教育活動および論文、著書学会発表などの学術活動単位にわけそれぞれで規定されている。

4. 指導医の役割

指導医は「細胞診指導医資格、業務および申請に関する施行細則」4. 指導医の業務、2) “細胞検査士の教育、指導監督を行う義務がある。細胞検査士の資格更新にさいしては、その可否について意見をのべなければならない”の条項にしたがって、細胞検査士が資格更新のために提出する書類を閲覧し、当該細胞検査士が過去4年間に単位および学会等2回以上出席の条件をみたしているかを確認し、更新の可否の判定を義務づけられている。

5. 細胞検査士資格更新審査委員会の役割

細胞検査士資格更新審査委員会は、原則的に前記の条件をみたし、指導医が更新可と認めた細胞検査士は、提出された書類上で条件の確認を行って、条件をみたしていれば更新を認めている。

更新規定と更新実施要項に定めた条件は、更新に当たっての最低条件であり、この程度の条件を充たすことができないようであれば、資格更新は認められない、を原則にしているが、諸条件によっては単位をみたすことが困難であったと判定せざるをえないような事例もあり、このようなときに更新審査を行っている。た

例えば、更新を申請する4年間のうち相当期間を海外在住で細胞診業務についていなかったようなときには、その期間等を勘案しての更新審査を行っている。

おわりに

指導医は、登録指導医として監督下にある細胞検査士の資格更新申請書類を閲覧し、更新可否の判定を行う義務とともに教育、指導監督を行う義務も負っているので、関係細胞検査士と常に連携を図り資格更新が滞りなく行われるようご配慮願いたい。また資格更新にあたり、更新のための条件をみたしていない場合で、条件充足が困難であったと思われる特殊事情があれば更新審査委員会に申し出ていただきたい。

付記

日本細胞診断学推進協会発足に伴い、指導医会会長の諮問機関として機能していた〔細胞検査士資格更新審査委員会〕は、日本臨床細胞学会会長直属の諮問機関になる予定なので、資格更新可否の審査結果は指導医会会長を経ることなく、会長に答申されるようになる。

当然、規約などの変更はあるが、基本とする制度そのものに変更はないので、現行の制度で解説したことを付記する。

北里大学での細胞検査士教育について

北里大学医学部産婦人科、同医療衛生学部臨床細胞学 蔵本博行

私どもの北里大学では、薬剤師、医師、看護婦の養成に続いて、各種コメディカルの専門職を養成する目的で、平成6年度から医療衛生学部を新設致しました。本学部は旧衛生学部を改組した衛生技術学科に加え、新しい医療工学科とリハビリテーション学科から構成されており、ほぼすべてのコメディカルの専門分野が網羅されております。臨床検査学専攻は衛生技術学科の一専攻ですが、その8つの専門分野の中に、新たに「臨床細胞学」教室が新設されました。小生がその運営責任者として、平成6年9月から教育を開始しております。そこで、私どもの臨床細胞学の教育について、紹介させて頂きたく存じます。

1. 細胞検査士コース

ご承知のように、3カ年の専門学校卒業者に臨床検査技師の免許を取得するための受験資格が与えられました。4カ年を教育期間とする臨床検査学の学士

教育でも同様であります。私どもは4カ年の教育期間を有効に活用して、細胞検査士資格も取得できるような教育カリキュラムを企画しております。これは、相次いで看護専門学校が4年生大学に移行するに当たって、看護婦免許ばかりでなく、助産婦あるいは保健婦の免許を取得できるように制度化していることに習ったものであります。

幸い、北里大学医療衛生学部「細胞検査士コース」は、平成6年1月に、日本臨床細胞学会から、細胞診スクリーナー養成施設として認定を受けることができました。昭和43年から開始されている癌研など学会認定施設としては5番目、学士教育としては杏林大学に次いで2番目の養成施設であります。

1) 4カ年の一貫教育

学会から認定を受けたカリキュラムの時間数は、講義351時間、実習500時間の合計851時間です。

が、その後の諸先輩のアドバイスを受け、病院での実地修練を280時間実施することを追加して合計1,131時間のカリキュラムと致しております。

4ヵ年の教育期間を有効に使用する目的で、

1年次：後期に自由研究①

2年次：前期に自由研究②，後期に自由研究③

3年次：前期に自由研究④，後期に(文部省カリキュラムによる)細胞診断学

4年次：4月～9月に細胞検査士本コースのスケジュールで教育を行っております。

1～3年生での教育は、一般教養あるいは他の専門領域の教育と合わせて実施していますが、4年次の本コースの期間は臨床細胞学の教育のみとなるカリキュラムであります。また、病院での実地修練は本コース期間中ばかりでなく、4年次の春と夏期休暇中にも行う予定で、学生にとっては少々きついスケジュールかも知れません。

2) 臨床細胞学の幅広い教養を教育

学会の実施する細胞検査士試験に合格できる学力を身につけさせることは、もちろん教育の大きな目的のひとつではありますが、単なる試験勉強に止まらず、臨床細胞学の専門職としての幅広い教養を身につけさせるように意図しております。たとえば、遺伝子に関連する先端的な領域、すなわち分子細胞学や遺伝子関連の免疫細胞化学的な教育も加えていきたいと考えています。また、各授業の節目には、「臨床細胞学 up-to-date」の時間を設けて、通常とは違った切り口で、最新の今話題となっている内容を教授するようにしています。

3) 教育体制

北里大学病院は、本院と東病院を合わせて1,600床ですが、ここで取り扱う細胞診標本が教材の基本であります。また、学内には細胞診指導医16名、細胞検査士13名の教育担当資格者がおります。

が、範囲の広い臨床細胞学の教育を行うには、教育スタッフならびに教材ともに十分とはいえません。指導医会の先生方には、是非ともご協力賜るよう、紙面を借りてお願い申し上げます。

4) 臨床細胞学教育の抱える問題点

教育を始めましてから3年目に入りましたが、何しろ初めてのことでありますので、諸先輩から種々アドバイスを頂戴しながら、試行錯誤する毎日であります。

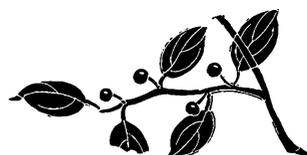
何よりの支えは、勉強する学生が大変熱心であることです。受験の時点から、細胞検査士を目標にしている学生が多く居ます。諸先輩のご努力のお陰で、細胞検査士という専門職が、すでに社会的に認知を受けているからではなかろうかと感謝しております。

このように、教育者としての不安感と満足感の交錯する毎日ではありますが、最も心配しておりますことは、これらの学生の検査士試験の受験時期であります。私どもの細胞検査士コースは、学会から養成施設としての認可を頂戴しておりますが、受験資格の「臨床検査技師あるいは衛生検査技師であること」に抵触するため、これまでの杏林大学の実態では、大学卒業後に受験を余儀なくされていることであります。つまり、大学は卒業したけれど、受験浪人という不安定な生活を余儀なくされているのです。衛生検査技師は卒業とともに、臨床検査技師は卒業時の3月に実施される国家試験に合格することによって授与されます。そのため、「技師資格取得見込み者」として、細胞検査士コースを終了した4年生が受験できるよう、学会にお願いしているところであります。指導医の先生方にも、ご理解を賜りますよう、この場を借りてお願い申し上げます。

2. 細胞病理学の大学院教育

北里大学では、学部の垣根をはずした大学院教育を目論んでいます。先ず、医学部と医療衛生学部共同の医療系研究科を平成10年度に開設するよう計画であります。この医療系研究科の一専門分野として「細胞病理学」を設ける予定にしております。ここでは、臨床細胞学を学部教育として学習した後の大学院生に、修士課程ではより高度な知識を有する細胞診断の専門家を、博士課程では cytopathology の先端的研究者を養成したいと考えています。その一環として、細胞診指導医になるための systematic な教育もできればと夢見ております。

私どもの新しい試みを紹介致しました。これまで長年に渡って日本臨床細胞学会が果たして来られた臨床細胞学の発展と細胞診専門家の育成に、私どもも大変未熟ながら、これからお手伝いしたいと念じております。また、そのために苦勞されました諸先輩のご経験を私どもにお教え頂きたく存じます。くれぐれも宜しくご忠告、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。



——眼を大切に！——

獨協医科大学 山田 喬

本報 No.7. (1992 年) に眼の保養のことを書いた。毎日顕微鏡をみて、眼を酷使しているわれわれは、眼球労働者であり、いつも眼の状態について注意し、過労にならないよう努力すべきであることを書き、「いつも、いつも眼は疲れているから、時には大型のマグロの目玉を食べて慰労しよう」などという不合理な結論を書いたことがある。

ではどうやったら眼を損ねないで、仕事をいつまでも続けられるであろうか——。もちろん検体数を制限したり、光源の状態を工夫改良することが考えられるが、急に仕事量を変えるわけにはゆかず、そう簡単に眼を労るわけにはゆかない。その解決法については最近本学会に発足した「細胞検査士健康管理委員会」にお願いすることにして、ここでは多少とも目の保養に役に立つかもしれないと思われることを書いてみたい。

といっても、そう簡単に眼の保養法などあるはずがなく、したがって合理的解決法が得られるまでは神頼みしかない。そこでこの種の神様を探してみた。しかし招福厄除などという効能では、よろず荒物的な医者のように役に立つとは思えない。なんといっても眼科専門という神様に限る。

いろいろ探してみたが、日本古来の神様にはこの専門家を探し出すことができず、漸く以下の佛様を探し当てた。関東地方およびその周辺では以下の佛様が眼に効能があることで有名だそうである。

1. 医王山智泉院 (天台宗) 薬師如来 (東京・日本橋・茅場町)
2. 金玉山正宝院 (天台宗) 見玉不動尊 (新潟、南魚沼)
3. 医王山薬王院 (真言宗) 薬師如来 (静岡、袋井市)

この佛様のうちなんといっても全国的に有名なのは、智泉院の薬師堂であろう。古くから眼に効く薬師様として知られているが、とくにこの寺を有名にしたのは次のエピソードによるためであろう。この薬師は江戸時代から、日本橋南茅場町の日枝神社 (山王様) の境内にあり、元禄時代には芭蕉の弟子十哲の一人である俳人宝井其角もこの境内に住んでいたといわれている。

講談話のなかで語られる其角とその俳諧の弟子である赤穂浪士の一人高源吾の間に交された連句は有名であり、その今生の別れの場合こそは、この薬師堂の境

内に在る其角の家であった。

「年の瀬や、水の流れと人の身も」

(其角)

「あした待たるるその宝船」

(源吾)

この句によって其角は、その夜半、本所松坂町の吉良邸へ打入ることを察知する。

また、明治時代になってもこの眼の薬師の信仰はますます盛んとなり、名人三遊亭円朝が創作した落語「心眼」の中の一場面にもこの薬師堂が出て来る。盲目の主人公の女房が開眼を祈ってお百度の願掛けをする場面である。この話は八代目桂文楽の十八番の落語であり、戦後その口演を聞いた人は忘れ難い思い出として耳に残っているものと思う。

正宝院見玉不動尊は、越後湯沢から奥深く入った山の中にある。土地の人以外にはあまり知る人は少ないかもしれない。この不動尊は古くから眼疾患にとくに靈験があるといわれ、200年以上も昔から幾人もの盲人の眼を開いたという伝説がある。現在でもこの不動尊にお参りすると“目のお守り”を戴くことができるのが有難い (写真)。

最後に挙げたお寺は通常油山寺と呼ばれて、東海地方では有名だそうである。天平勝宝元年 (749 年) に孝謙天皇の眼病の折にこの寺の瑠璃の霊水により眼を洗った所全快したので、この寺を勅願寺と定められたという伝説がある。この寺の薬師本堂は建久元年、源



正宝院見玉不動尊の目の御守

頼朝の眼病を全快したお礼に寄進されたというから、歴史的に数々の効能を発揮している。したがってこの薬師様こそは眼に効く本命であるかもしれない。

このように眼に効く佛様をお願いすることがまず必要である。しかしこの効能があらたかではなく、眼が疲れたり、あるいは多少ともおかしいと感じたら、眼科の医者を訪れる前にそして「メグスリの木」などの漢方薬を試みる前に、保養を兼ねて、眼に効くという温泉に行ってみよう。

温泉の効用といえば神経痛や胃腸病そして婦人科の病気に効くなどというのが一般であろうが、眼科専門の温泉でなければ行く価値はない。眼に効くといえば当然、温度は低く硫黄や高濃度の塩類はふくまれない、いわゆる単純泉であるのが共通である。この種の温泉で関東近辺において有名なのは次の三温泉だそうである。

1. 貝掛温泉（新潟県、南魚沼）
2. 微温湯温泉（福島県、吾妻山中）
3. 姥子温泉（神奈川県、箱根）

貝掛温泉は上越新幹線越後湯沢駅から苗場山へ向かって奥に入った清津川沿いの鄙びた一軒宿の温泉である。700年前に巡礼の白雲禅師によって開湯されたというから随分古い湯泉である。しかし川の氾濫と、冬の豪雪のため宿泊施設が完備せず、漸く出来たのが昭和30年であるといわれるから、比較的新しい温泉宿である。眼精疲労、眼底出血などに効くといわれており、湯口から滝のごとく源泉の湯が流れ出る。滝壺のように泡立つお湯に顔をつけ、目をパチパチさせるのが、この温泉の目の入浴法だという。ぬるい温泉そのものが目薬であるとのこと、内湯も外湯も、源泉そのものと、それを適当に暖めた湯がある。

微温湯温泉は東北新幹線福島駅から入った吾妻小富士の東中腹にあり、標高920mの山奥の高地にある。

やはり一軒宿。この温泉は人の体温よりぬるく、長い時間をかけてゆっくり楽しむ温泉である。この温泉もまた300年を越す歴史があり、古くから眼に効能があるといわれている。

姥子温泉は箱根・大湧谷の近くにある。ここに湧く源泉は通称“目洗いの湯”といわれている。坂田の金時の眼病がこの湯によって治ったという。意外と、この温泉を訪れた人でも、目に効能があることを知らない。

以上のように眼を保養する方法がいくつもあると思われるのだが、それでもなお心許ないという人のために最後の願いを書いてみたい。

前世紀のドイツの高名な小説家であるトーマス・マンのリュベック市の家の正面には次のような金言がラテン語で書かれている。破風づくりの堂々たる古い家に掲げられているこの文字は、

Dominus providebit

(主よ、守りたまえ)

である。

これはマン一家がいつまでも安泰であるようにとの願いがこめられているわけであるが、これにあやかって小生は、“主よ！われわれの眼もお守り下さい”という願をこめて、顕微鏡の置いてある机の前の壁面にこの文字を掲げてみたい。そうすることにより、さらに広く多くの神様により眼を守って戴けるかもしれない。

遂いにキリスト様にまでお願いすることになった。

謝辞；本文に引用した宝井其角と大高源吾の間に交された連句についての不確かな知識を修正して戴いた国立栃木病院院長長谷川壽彦先生に感謝します。



1995年度第2回指導医学会議事録

日 時：1995年（平成7年）11月23日（木）
場 所：国立教育会館虎の門ホール
出席者：870名
司 会：杉森 甫指導医学会会長
議題に先立ち、1995年度第1回指導医学会議事録（案）が一部訂正され承認された。

議 題

A. 報告事項

1. 庶務報告（杉森 甫 指導医学会会長）

会員数：8,848名（医師4,097名，技師4,686名，
図書65件）
指導医数：1,386名
FIAC：111名（うち、1995年度Cytopathologist試験合格者15名）
MIAC：86名
CT（IAC）：3,674名（うち、1995年度試験合格者425名）
CT（JSC）：4,725名
（物故会員）

技師会員 川上信夫氏（中部医学検査センター）
黙 禱

2. 1995年度（平成7年）指導医資格更新について （工藤隆一 指導医委員会委員長）

資格更新該当者：No. 684～773
No. 1102～1170 合計157名
更新締切日：平成7年12月15日
提出期限は厳守のこと。審査は12月22日に行う予定である。

3. 1995年度（平成7年度）指導医資格認定試験について （坂本穆彦 試験実施委員長）

日 時：1995年12月3日（日）
場 所：国立教育会館
受験希望者：78名（総合科36名，婦人科37名，内
科・外科系5名）
合否通知：平成7年12月15日付とする。

4. 1996年度（平成8年度）指導医資格認定試験日程 について （坂本穆彦 試験実施委員長）

日 時：1996年12月8日（日）
場 所：国立教育会館
資格審査料：20,000円 受験料：50,000円

5. 1995年（平成7年度）第28回細胞検査士資格認定 試験について （長谷川壽彦 検査士委員会委員長）

（第一次試験）

日 時：1995年11月5日（日）
場 所：東京，大阪，福岡
受験者数：680名

合格者：234名（合格率34.4%）
（第二次試験）

日 時：1995年12月9日（土）・10日（日）
場 所：日本都市センター（東京）
受験者数：一次試験合格者234名及び1994年度一
次試験合格し二次試験不合格者260名
合計494名が受験する予定。

6. 国際細胞検査士資格認定試験について

（長谷川壽彦 検査士委員会委員長）

日 時：1995年7月23日（日）
場 所：日本都市センター（東京）
受験者426名（うち、外国人1名）が受験し全員合格した。

7. 渉外委員会報告（杉下 匡 渉外委員会委員長）

（財）医療関連サービス振興会が、全国の登録衛生検査所の精度管理を行うために立入調査を行った。
細胞学会からは指導医35名・細胞検査士15名の立入調査員を選出して業務を依頼した。
任期が、平成8年1月31日で終了するが引き続きお願いした。

補充したい県もあるので、各支部長にお願いして人選していきたい。

指導医の先生には各支部においてご協力をお願いしたい。

8. その他

1) 細胞検査士の健康管理小委員会が発足した。

委員長：猪狩咲子
委員：（医師側）團野 誠・一迫 玲・大村峯夫
（技師側）是松元子・上野喜三郎・蒲 貞行
本日、第1回の委員会を開催した。

2) 第13回国際細胞学会について

（加藤治文 第13回国際細胞学会会長）
日 時：1998年（平成10年）5月10日（土）～14日（木）
場 所：京王プラザホテル（東京）
組織委員が推薦され、本日第1回運営委員会を開催した。

多くの方に出席して頂くよう希望している。

3) 指導医学会会報について

（柴田偉雄 学術委員会委員長）
指導医学会会報No.14号が会場にて配布された。現在No.15号の編集業務を進めている。指導医数も増加し情報伝達の場でもあるので先生方の投稿をお願いしたい。

B. 協議事項

1. 監事推薦の件

（杉森 甫 指導医学会会長）
前回の指導医学会にて、指導医学会則14条の改訂が認められ、「監事」の新設が承認された。この度、指

導医会監事に野田起一郎先生・信田重光先生が推薦され承認された。

2. あり方委員会報告並びに提案事項について

(矢谷隆一 あり方委員会委員長)

1) 指導医資格更新時の条件の一つである指導医会出席（現行3回以上）を、学術集会および地方会等を含めて点数制にしたらどうか継続審議されてきた。具体的に叩き台をつくりあり方委員会および指導医会で審議し、その結果を指導医会会長から細胞学会の指導医委員会に提案し検討してもらう。

2) 登録指導医と教育指導医の件

理事会で承認されたが、その運用については非常に複雑な問題がある。現在、指導医会あり方委員会

と細胞検査士会あり方委員会との合同あり方委員会で（委員長：杉下 匡）審議している。

3. 法人化準備小委員会報告

(野澤志朗 法人化準備小委員会委員長)

細胞学会の法人化を目指し、準備を進めて行くことになった。

最初は、文部省法人化の動きであったが、諸問題があり実現がむづかしくなってきた。指導医と細胞検査士が老健法と密接な関係があることから厚生省の法人化へ向けて進む方が望ましい。日本細胞診断学会協会、指導医会、細胞検査士会が母体となって新たに一つの団体を作って法人化を目指すことになった。



編 集 後 記

晩秋の伊勢路にこの第16号をお届けすることができました。

冒頭の2編は、指導医ならびに検査士の資格更新についての責任者であられる工藤先生と長谷川先生にお願いして、それぞれの資格更新の現況と問題点を中心にお寄せ頂きました。指導医の資格更新で最大の課題となっていた指導医会への出席回数、すなわち4年間で8回の指導医会のうち3回以上出席することについて、ほとんどの更新申請者がクリアされるようになってきたことは、誠に喜ばしいことです。細胞診をめぐる社会的問題をはじめ、法人化（日本細胞診断学推進協会の設立）や関連学会との調整など、次々と発生してくる課題に対処して指導医の果たすべき役割を認識する場としての重要性を考えれば、在り方委員会での討議でこれまでこの回数を減らそうという議論が繰り返し否定されてきたことも理解できます。検査士の資格更新につきましてはほぼ順調に行われており、これは個々の指導医の先生方のご尽力のたまものでもあります。過去における検査士会での指導的役割を荷担ってこられた検査士の方々の厳しい自己規制の姿勢があったことも見逃せません。そうした精神的風土を醸成された田中先生、信田先生、石束先生、福島先生、澤田先生はじめ多くの先生方のご苦勞が脳裏に浮んで参ります。

最新の細胞検査士教育を目指しておられる教育現場からの声を、北里大学「臨床細胞学教室」のカリキュラムを中心に蔵本先生よりお寄せ頂きました。一般に全国の臨床検査技師の養成施設についてみると、細胞診に係わる教育内容は時間的余裕や指導者の不足もあってきわめて貧弱な状況におかれているのが実状と思われまふ。こうした中で、臨床検査学科のうちの8つの専門分野の1つとして独立した教室を細胞診のために設置なされたことは、細胞診の独自性と社会的重要性を深く認識されたうえでのごことと拝察されます。大学と短大併せて全国の多くの教育施設では、数名の専門家が居られれば増しな方という現状を考えれば、実に恵まれた環境と申せまふ。学生の真摯な学習態度をご紹介頂き、深い感銘を覚えました。日頃、医学部の学生諸君と接しているわが身の実状を振り返って、誠に羨望の念に耐えまふ。先生方のご努力が全国へと波及する日の近いことを祈念致します。

昨年の千葉県文化会館での指導医会において、指導医在り方委員会の諮問機関として細胞検査士の健康管理小委員会が猪狩先生を委員長に発足しておりますが、山田先生がお寄せ下さった随筆は誠に時宜を得たテーマと存じます。盲目という言葉で先ず思い浮かべるのは、唐招提寺を開かれた鑑真和上のことです。日本の若い学僧達に真の仏教を伝授しようと思ひ立ち、失敗を重ねて前後5回に及ぶ困難な航海の末、遂に盲目の身となって来朝し、尚も講義に情熱を注がれた姿が偲ばれます。思慕の情を込めて芭蕉が詠んだ「若葉しておん眼の霰拭はばや」の句碑が境内に残っています。盲目になっても鑑真和上は人々を導き得ましたが、盲目の指導医に果たして何ができるでしょう。検査士の皆さん共々目は大切にしたいものです。山田先生のお話は、いつも豊かな体験から滲み出てくるもので、先生の好奇心の強さと観察眼の確かさと豊富な語彙を駆使しての人をそらさぬ滑らかな語り口とが一体となって、毎号のように楽しい随筆をお寄せ下さり、誠に有難うございました。

杉森会長より会報の編集を仰せつかりましてから、やがて3年が経過しようとしております。この間に第11号から16号まで、いくつか不行届な点はございましたが、何とか大過なく編集の任務を勤めさせて頂くことができました。数多くの貴重なご意見をお寄せ下さいました皆様と、不慣れな私を助けて下さいました長谷川先生はじめ強力な編集スタッフの皆様から感謝申し上げます。次期委員会の先生方のお力で本会報が一層充実した楽しく意義深い読みものとなりますように念願して止みまふ。ご高覧有難うございました。

(柴田偉雄)

細胞診指導医会会報編集委員会

委員長：柴田 偉雄

副委員長：長谷川 壽彦

委員：藤井 雅彦、垣花 昌彦、坂本 穆彦、山内 一弘